

VI 小山市立図書館資料

■資料収集方針

1 基本方針

市民の教養を高め、情操を豊かにし、生活文化の向上に役立つため、小山市立図書館管理運営規則第3条に定められた事業の推進をはかるとともに、生涯学習の拠点として、市民の自主的学習要求に応え、多様化・高度化する情報社会に対応するために必要な資料を収集する。

市立図書館の蔵書構成は、市民とともに築くものである。この資料収集方針は、市民に公開し、定期的に見直し、必要がある場合には改訂する。

(1) 市民の役に立つ資料の収集

あらゆる市民に役立つことを使命として、利用状況、出版状況等を総合的に判断し、さまざまな観点の広範囲な資料の収集をこころがける。社会の動向や、市民の要求を常に把握し、速やかで弾力的な対応ができるよう努める。

(2) 収集する資料の範囲、種類

国内で出版された新刊図書を中心に、必要に応じて、古書、海外出版物等を収集するとともに、地域資料、視聴覚資料、障害者のための資料、逐次刊行物などで、貸出や利用に適した形態の資料を幅広く収集する。

また、一般のルートでは入手困難な地域資料や地方小出版物等の資料の収集にも留意する。

同一資料の収集は、原則として1点とするが、地域資料、利用頻度の高いもの、読書会テキスト等必要なものは、複数収集する。

(3) 資料の活用

中央図書館、分館、移動図書館、公民館図書室の資料は、各館の地域性、規模に応じたものとし、収集の分担をはじめ、全体を一つのシステムとして、広範囲な資料を体系的に収集する。また、資料の運用、保存、除籍・廃棄に関しても、全体で総合的に運営する。このため、蔵書計画に基づき、年間の収集計画、重点目標を定め、計画的に収集する。

利用者からリクエストされた資料は、できるだけ収集するが、収集の範囲を超える場合は、県内外の公共図書館、国立国会図書館、専門図書館等の類縁機関の協力を得て提供に努める。また、県立図書館を始めとする県内公共図書館と協力及び連携をとりながら、効率的な資料の収集をはかる。

(4) 蔵書の更新

蔵書構成の維持のために、定期的に蔵書の更新をはかる。その留意点は、次のとおりである。

ア 資料の内容が古くなり、今日的価値を失し、新版または改訂版など、より新しい資料が適切と考えられる場合

イ 汚損、破損、亡失したものは、補充を考慮する。ただし、次のものは、補充しない。

- (ア) 内容が古くなり、歴史的見地からも利用が見込まれず、保存の必要が認められないもの
- (イ) 他の資料によって代替できるもの
- (ウ) 複本がある場合で、利用頻度が特に高くないもの

(5) 資料の選定

資料の選定収集は、図書館員による資料選定会により合議し、館長が決定する。資料の選択にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」及び「図書館員の倫理綱領」をふまえ、次の点に留意する。

ア あらゆる思想、信条、学説、宗教、党派に対して、自由かつ公平に収集する。

イ 対立する意見のある事柄についての資料は、一方に偏らず、多様な観点の資料を幅広く収集する。

ウ 人権を侵害するおそれのある資料は、特に慎重に行う。

エ 選定は、他からの強制や干渉によってはならず、また、図書館員の個人的興味によってではない。選定した資料の思想や主張は、図書館及び図書館員が支持するものではない。

資料収集については、次に定める資料選択基準によって行う。